

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
令和5年4月21日 かすみがうら市選挙管理委員会

(様式1-5)

かすみがうら市議会議員一般選挙候補者届出書(本人届出)

(ふりがな) 候補者氏名		性別	
本籍			
住所			
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	(満 歳)
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和5年1月22日 執行 かすみがうら市議会議員一般選挙		
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 年 月 日

氏 名

かすみがうら市議会議員一般選挙

選挙長 清水 見龍 様

(備 考)

- 職業は、なるべく詳細に記載し、兼職を禁止されている職にあるものについては、その職名又は議員の兼業禁止もしくは、長の兼業禁止の関係にある者はその旨を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図面を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

かすみがうら市議会議員一般選挙
立候補予定者説明会次第

と き 令和4年12月16日(金)
午前10時から
と ころ かすみがうら市千代田庁舎
防災センター2階 研修室

1 開 会

2 選挙管理委員会委員長あいさつ

3 説 明

【選挙管理委員会】

- (1) かすみがうら市議会議員一般選挙主要日程
- (2) かすみがうら市議会議員一般選挙の概要について
- (3) 立候補届出等について
- (4) 選挙運動について
- (5) その他

【石岡郵便局】

選挙運動用通常葉書の取扱いについて

4 閉 会

かすみがうら市選挙管理委員会

電話 0299-59-2111 / 029-897-1111 (内線 1521・1522・1524)

1 かすみがうら市議会議員一般選挙主要日程

月	日	曜日	事 項
12	16	金	立候補予定者説明会 場 所 千代田庁舎防災センター2階 時 間 10:00～12:00
12	26 27	月 火	立候補届出書類事前審査 場 所 千代田庁舎防災センター2階 時 間 10:00～12:00、13:30～16:00
1	15	日	立候補届出受付（告示日） 場 所 千代田庁舎防災センター2階 時 間 8:30～17:00
1	19	木	選挙立会人届出期限（選挙期日前3日） 届出先 選挙長あて 選挙管理委員会事務局（千代田庁舎総務課内）
1	22	日	<投開票日> 投票時間 7:00～18:00（市内33か所） 開票開始 20:00 開 票 所 かすみがうら市千代田講堂 <hr/> 選 挙 会：開票後（かすみがうら市千代田講堂）
1	24	火	当選証書付与 場 所 千代田庁舎防災センター2階 時 間 10:00～
2	6	月	選挙運動収支報告書提出期限

2 かすみがうら市議会議員一般選挙の概要

(1) 選挙事務管理機関

この選挙は、かすみがうら市選挙管理委員会が管理する。

(2) 選挙の区域及び選挙すべき人員

かすみがうら市の区域 16人

(3) 選挙期日、同告示日及び選挙会日程

告示日	……令和5年1月15日(日)
選挙期日	……令和5年1月22日(日)
選挙会	……令和5年1月22日(日)

(4) 投票・開票の日時及び場所

選挙当日	令和5年1月22日(日) 7:00~18:00 [33投票区]
期日前投票	令和5年1月16日(月)~21日(土) 8:30~20:00 [千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎・中央出張所]
即日開票	令和5年1月22日(日) 20:00~ [かすみがうら市千代田講堂]

(5) 選挙に関する届出等の時間

選挙に関係のある者が、法令の規定によって、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長等に対してする届出、請求、申出その他選挙に関する行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

選挙期日の告示日(1月15日)午前8時30分から午後5時まで
立候補届出の受付は、到着順とする。(午前8時30分より前に受付場所に到着した者が2人以上いる場合は、受付は到着順によらず抽選で決定する。)

(6) 選挙人名簿登録者数(選挙時登録)

令和5年1月14日の選挙時登録者数(1月13日現在)とする。

(参考) 令和4年12月1日時点 名簿登録者数
男: 17,275名 女: 16,795名 合計: 34,070名

(7) 投票による当選人

投票を行った場合、有効投票の得票数の多い者を当選人とする。ただし、法定得票数に達しない者は当選人となれない。

※法定得票数・・・有効投票総数を議員定数で割った数の4分の1以上
(例) 有効投票総数を20,000票とした場合 $20,000 \text{ 票} \div 16 \div 4 = 312.5 \text{ 票以上}$

(8) 法定選挙費用

令和5年1月14日の選挙時登録者数により算定する。

※参考(公職選挙法施行令第127条)

・令和4年12月1日現在の登録者数により試算すれば次のとおりである。

登録者数(男17,275人 女16,795人 計34,070人)

$34,070 \text{ 人} / 16 \text{ 人} \times 501 \text{ 円} + 2,200,000 \text{ 円} = 3266816.875 \text{ 円} \approx 3,266,900 \text{ 円}$

(9) ポスター掲示場

市内217箇所

(10) 供託金

30万円

(11) 選挙長及び同職務代理者

選挙長 清水 見 龍
同職務代理者 福 田 與兵衛

3 立候補届出等について

(1) 被選挙権

選挙当日に次の要件をすべて備えている者

- ・ 日本国民（戸籍法の適用を受けない者は除かれる）
- ・ 年齢満 25 年以上の者（令和 5 年 1 月 22 日現在）
- ・ 引き続き 3 か月以上かすみがうら市に住所を有する（居住している）こと
- ・ 無資格者でないこと

※選挙事務関係者や公務員のように立候補を制限される場合があるので注意

(2) 届出の種類

本人届出 …… 候補者となろうとする者自身が届出をする場合

推薦届出 …… 選挙人名簿に登録された者が、候補者になろうとする者の承諾を得て届出をする場合

(3) 届出の方法

立候補届出のための必要書類を整えて、次の日時に届け出ること。

受付日時：令和 5 年 1 月 15 日（日） 8:30～17:00

受付場所：かすみがうら市千代田庁舎 防災センター 2 階 研修室

なお、郵便による届出は不可とし、必ず指定の場所に持参すること。

これまで、立候補届け出関係書類については、その真正性を確認するために、一律に書面への候補者本人の記名押印を求めていたが、令和 2 年 12 月 28 日の省令改正により、その義務付けを廃止し、次のいずれかの手続きをとることとされた。

- ① 届出等の名義人本人の本人確認書類（※）の提示または提出
※運転免許証やマイナンバーカードなど官公署が発行した書類
- ② 代理人が届け出る場合には、委任状の提示または提出および代理人の本人確認書類の提示または提出
- ③ 届出者欄への署名

④ 従来同様の記名押印（推奨）

※④の方法を選んだ場合すべて同一の印を使用し、捨印を押すこと。

(4) 立候補届出書に添付する書類

【本人届出の場合】

● かすみがうら市議会議員一般選挙 候補者届出書（本人届出）	（様式 1-5）
● 宣誓書	（様式 1-2）
● 供託証明書	—
● 戸籍の謄本又は抄本	—
● 所属党派証明書 …（無所属の場合は不要）…	（様式 1-1）

【推薦届出の場合】

● かすみがうら市議会議員一般選挙 候補者届出書（推薦届出）	（様式 1-6）
● 宣誓書	（様式 1-2）
● 供託証明書	—
● 戸籍の謄本又は抄本	—
● 候補者推薦届出承諾書	（様式 1-3）
● 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者）	（様式 1-4）
● 所属党派証明書 …（無所属の場合は不要）…	（様式 1-1）

(5) 様式と記載上の注意

立候補届出書（様式 1-5・様式 1-6）

ア 候補者氏名

氏名は楷書で明確に記載し、必ず「ふりがな」を付けること。

氏名は戸籍簿に記載された氏名でなければならない。

イ 職業

特に公職については、詳細に記載することが必要である。

【添付書類】

<p>供託証明書</p>	<p>30万円の金額又はこれに相当する額面の国債証書を供託したことを証明する書類 <u>告示日前であっても納付が可能である。</u> 供託者の名義は、本人届出の場合は立候補しようとする者の名義とし、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義とすること。</p>
<p>所属党派証明書 （様式 1-1）</p>	<p>無所属の場合は不要 政党や政治団体に所属する候補者として届け出る場合に必要</p>
<p>宣誓書 （様式 1-2）</p>	<p>公職の候補者となろうとする者が被選挙権を有していること等を誓う文書</p>
<p>戸籍の謄本又は抄本</p>	<p>直近のものを提出することが望ましい。</p>
<p>候補者推薦届出承諾書 （様式 1-3）</p>	<p>※推薦届出の場合のみ</p>
<p>選挙人名簿登録証明書 （様式 1-4）</p>	<p>※推薦届出の場合のみ 候補者の推薦届出者が、選挙人名簿に登録されている者であることの証明 選挙管理委員会委員長に申請（様式 1-16）し、交付を受けること。</p>

【その他の届出等】

<p>通称認定申請書 (様式 1-7)</p>	<p>※通称を使用する場合のみ 戸籍名に代えて通称を使用する場合に提出 ※一般の通称のほか、仮名書とする場合を含む。 通称は、立候補届出の告示や投票所内の氏名等掲示に使用される。 ※立候補届出書と同時に提出し、立候補届出書と別々に提出した場合は無効となる。 ※呼称は、広く通用していることを説明し、かつ、それを証するに足りる資料を提示すること。</p>
<p>選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書 (様式 1-8)</p>	<p>※選挙立会人を届け出る場合のみ (1月19日まで) 選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、1人を届出ることができる。</p>
<p>選挙事務所設置 (廃止)(移動)届 (様式 1-9)</p>	<p>推薦届出の場合は、候補者の承諾書(様式 1-10)を添付すること。 推薦届出者が2人以上の場合は、代表者証明書(様式 1-13)を添付すること。 ※選挙当日は、投票所から300m未満の区域に選挙事務所を置くことはできない。この区域に設置した場合、前日までに移動又は廃止しなければならない。</p>
<p>出納責任者選任届 (様式 1-11)</p>	<p>推薦届出者が選任した場合又は推薦届出者自らが出納責任者となる場合は、候補者の承諾書(様式 1-12)を添付すること。 推薦届出者が2人以上の場合は、代表者証明書(様式 1-13)を添付すること。</p>
<p>選挙運動費用収支報告書 (様式 1-15)</p>	<p>出納責任者は、選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載し、支出に係る領収書等を添付し、選挙の期日から15日以内(2月6日まで)に市選挙管理委員会へ提出すること。</p>
<p>報酬を支給する選挙運動事務員及び車上等運動員の届出(様式 1-14)</p>	<p>報酬は、市選挙管理委員会に届出をした者でないと支給できない。</p>
<p>選挙公報掲載申請書 (様式第1号)</p>	<p>指定の日時(1月15日17:00)までに、掲載文を添え、市選挙管理委員会へ提出すること。</p>

4 選挙運動について

(1) 選挙運動の期間

立候補届が有効に受理されてから選挙期日の前日（1月21日）まで、選挙運動を行うことができる。

(2) 立候補に伴い交付される主な物品・証明書類

物品の種類	交付数量	使用の目的
選挙運動用 自動車船舶表示板	1 枚	自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲示
選挙運動用 拡声機表示板	1 枚	拡声機の送話口の下部に常時掲示
街頭演説用標旗	1 枚	街頭演説の場合に掲示
自動車・船舶 乗車（船）用腕章	4 枚	候補者及び運転手以外の者が乗車中に着用、そのまま街頭演説用の腕章として使用できる
街頭演説用腕章	11 枚	街頭演説に従事する者が着用

証明書の種類	交付数量	使用の目的
選挙運動用 通常葉書使用証明書	1 枚	選挙運動用葉書の交付を受ける場合又は手持ちの葉書に選挙用表示を受ける場合に郵便局に提出
選挙運動用 通常葉書差出票	10 枚	選挙運動用葉書を郵便局に差し出すときに添付する（最大 200 枚/差出票）
選挙運動用 ビラの証紙	作成枚数 制限 4,000 枚	選挙運動用ビラは証紙を貼ったものを頒布すること。（頒布枚数は 4,000 枚まで）
新聞広告掲載証明書	2 枚	新聞広告掲載時に希望する新聞社に提出 （記事下で寸法は、横 9.6cm 縦 2 段組以内で黒 1 色刷りと制限されているが、その他記載内容、広告の日、字の大きさ等については、制限がない。広告の掲載は <u>選挙運動期間中</u> に限られており、選挙当日発行される新聞には掲載できない。）

(3) 選挙公報について

ア 選挙公報の発行

掲載申請に基づき、候補者の氏名、経歴及び政見を掲載し、1回に限り発行する。

イ 掲載文の申請

選挙公報に掲載を受けようとする候補者は、1月15日(日)午後5時までに、申請書に掲載文を添え、市選挙管理委員会に提出すること。

なお、掲載文を紙媒体で提出する場合は2部提出し、電磁的記録で提出する場合は、電子媒体(CD-ROM)と併せて印刷したものを1部提出すること。

[申請書類]

- ・選挙公報掲載申請書(様式第1号)
- ・選挙公報掲載文原稿用紙(様式第2号)(紙媒体または電磁的記録)
※電磁的記録のデータ形式はillustratorとPDFの2種類とし、
これらをCD-ROMに格納して提出すること。
- ・顔写真(紙媒体の場合は2枚、電磁的記録の場合は掲載文に記録及び同データを格納することで紙媒体の提出は不要)

ウ 掲載文の事前審査

選挙公報の発行及び配布日程の都合から、立候補届出書類事前審査と同日に掲載申請書、原稿用紙及び写真の審査を行う。

エ 掲載文の撤回又は修正

既に提出した選挙公報を撤回、又は修正しようとするときは、以下の申請をしなければならない。

[掲載文を撤回する場合]

選挙公報掲載文(掲載写真)撤回申請書(様式第3号)

[掲載文を修正し、又は写真を取り替えようとする場合]

選挙公報掲載文修正(掲載写真取替)申請書(様式第4号)

※新たに記載した掲載文または写真を添えること

オ 一般的な注意事項

- ・選挙公報の品位を損なう記載
他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載
- ・虚偽事項の記載
身分、職業、経歴、政党その他の団体への所属及び推薦の有無等についての虚偽事項の記載
- ・利害誘導にわたる記載
- ・他の候補者の選挙運動にわたる記載

カ 作成にあたる注意事項

- ・ 黒色の色素で記載し、色の濃淡が極端でないこと
- ・ 通常使用する漢字、ひらがな、カタカナ、数字及び外国文字その他の文字並びに記号、符号及び線並びに図画、図表、イラストレーションその他これらに類するものを用いて記載すること
- ・ 図画、図表、イラストレーションその他これらに類するものを記載するときは、掲載文の記載可能面積のおおむね 1/2 以内とすること
- ・ 氏名欄には候補者の氏名（通称認定を受けている場合は通称）、年齢及び所属党派に関する以外は記載することができない

キ 掲載する写真の注意事項

- ・ 立候補届出の前 6 か月以内に撮影したもの
- ・ 候補者自身の無帽、正面向き、上半身のもの（胸像写真）
- ・ 寸法は縦 4.0 cm、横 3.2 cm
- ・ 紙媒体での提出は、裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載すること

ク 掲載順序の決定

掲載順序は、市選挙管理委員会委員長の命を受けた者が行うくじで決定する。くじは 1 月 15 日（日）午後 6 時から千代田庁舎防災センター 2 階研修室で行う。当該候補者又は申請書に記載されたくじの立会人は、くじの執行に立会うことができる。

（４）通常葉書の使用について

選挙運動用通常葉書は、かすみがうら市議会議員一般選挙では 2,000 枚使用することができる。この葉書は、立候補届出の際、選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書使用証明書」を石岡郵便局又は土浦郵便局へ提出することにより無料で交付される。

なお、この葉書を発送する場合には、同じく選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ差し出すこと。

(5) 選挙運動用ポスターについて

- 掲 示 箇 所 … 公営ポスター掲示場 (217 箇所)
- 規 格 … タブロイド版 (長さ 42 cm・幅 30 cmの範囲)
- 刷 色 … 制限なし
- 掲 示 方 法 … 立候補の届出順位と同一の番号を表示した掲示面に掲示
- 記 載 内 容 … **掲示責任者等の住所氏名及び印刷者の住所氏名を必ず記載すること。**記載内容は制限がないため、個人演説会の告知、政見の宣伝、直接投票を依頼するような文言等も記載できるが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるような事項は記載できない。
- 証紙・検印 … 不要

(6) 選挙運動用ビラについて

かすみがうら市議会議員一般選挙では、候補者 1 人につき、市選挙管理委員会に届け出た **2種類以内のビラ 4,000 枚** を頒布することができる。

- 規 格 等 … 長さ 29.7 cm・幅 21 cmの範囲 (A 4 判)、両面印刷も可能
- 頒布方法 … 新聞折込み、当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所で頒布すること
- 記 載 内 容 … **表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所 (法人の場合は法人名と所在地) を記載すること**
※その内容が犯罪を構成する場合を除き自由
- 証 紙 … 市選挙管理委員会が交付する証紙を貼ること

(7) 選挙運動費用について

別紙 1 のとおり

5 その他

(1) 選挙公営

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙におけるビラの作成の費用については、上限金額内で公費負担される。

なお、市条例に基づき、候補者の得票数が、有効投票総数を議員定数で割った数の10分の1以上であることが必要。詳細については別紙2を参照すること。

(2) 氏名等掲示掲載順のくじ執行の立会い

くじ執行の立会いをする場合は、次の日時及び場所に参加すること。

日時 … 令和5年1月15日(日) 17:30

場所 … 千代田庁舎 防災センター2階研修室

(3) 投開票速報

市公式ホームページに掲載予定

<予定時間>

投票状況 … (中間) 10:00・11:00・14:00・16:00・18:00 / (確定)

開票状況 … 21:00・21:30・以降確定まで30分おきに

(4) 当選証書

1月24日(火) 午前10時から、防災センター2階研修室で交付する。

なお、代理で受領する場合は、委任状(様式1-17)を提出すること。

(5) 無投票となった場合

無投票となった場合は、選挙会を次のとおり行う。

日時 … 1月24日(火) 10:00

場所 … 千代田庁舎 防災センター2階研修室

(6) 供託物の返還

選挙の効力及び当選の効力が確定した後に、返還の請求が可能となる。

選挙長から、証明書と供託書が供託者に交付される。

(7) 選挙運動費用収支報告書の記載及び提出

別紙3のとおり